

議案第194号

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の制定について

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例を次のとおり制定する。

平成24年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）

第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定に基づき、本市が設置する専用水道における水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第5号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第6号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

水道法第34条第1項において準用する同法第19条第3項の規定に基づき、本市が設置する専用水道における水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。